

香川県建築基準法施行事務処理要綱

平成 20 年 7 月 1 日 公布
平成 24 年 4 月 1 日 改正
平成 27 年 6 月 1 日 改正
平成 30 年 10 月 19 日 改正
令和 3 年 4 月 1 日 改正
令和 6 年 11 月 1 日 改正
令和 7 年 4 月 1 日 改正
令和 7 年 10 月 1 日 改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）
- 第 2 章 建築確認申請等（第 8 条－第 11 条）
- 第 3 章 定期報告等（第 12 条）
- 第 4 章 指定道路等（第 13 条）
- 第 5 章 許可・認定申請等（第 14 条・第 14 条の 2）
- 第 6 章 指定確認検査機関（第 15 条－第 18 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）、建築基準法施行条例（昭和 30 年香川県条例第 8 号。以下「施行条例」という。）及び建築基準法施行細則（平成 20 年香川県規則第 47 号。以下「細則」という。）の施行に関し、香川県（高松市を除く。）における事務処理の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この要綱で使用する用語は、法、令、施行規則、施行条例及び細則で使用する用語の例による。

（申請等の処理区分）

第 3 条 申請等の審査又は事務処理の区分は、香川県事務決裁規程（昭和 44 年香川県訓令第 2 号）及び香川県出先機関事務決裁規則（昭和 44 年香川県規則第 5 号）によるほか、次の表の（あ）欄に掲げる申請等にあつては、同表の（い）欄に掲げる建築物、建築設備又は工作物の種別に応じ、それぞれ同表の（う）欄に定めるとおりとする。

（あ）申請等	（い）建築物、建築設備又は工作物の種別	（う）審査又は事務処理の区分
1 法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請（以下「確認申請」という。）若しくは計画の変更（以下「計画変更」という。）又は法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知（以下「計画通知」という。）若しくは計画変更（法第 87	ア 法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物で 3 以上の地上階数を有し、又は延べ面積が 1,000 平方メートル以上であるもの	本庁（建築指導課をいう。以下同じ。）
	イ 法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物でア以外のもの	出先機関（細則第 3 条に規定する土木事務所又は香川県小豆総合事務所をいう。以下同じ。）のうち、当該確

条第 1 項において準用する場合を含む。)		認申請、計画変更又は計画通知に係る建築物の敷地の区域を所管する出先機関 ただし、当該敷地の区域の所管が高松土木事務所の場合にあっては、本庁とする。
	ウ 法第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる建築物で 5 以上の地上階数を有し、又は延べ面積が 3,000 平方メートル以上であるもの	本庁
	エ 法第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる建築物でウ以外のもの又は同項第 3 号に掲げる建築物	当該確認申請、計画変更又は計画通知に係る建築物の敷地の区域を所管する出先機関 ただし、当該敷地の区域の所管が高松土木事務所の場合にあっては、本庁とする。
	オ 法第 87 条の 4 において準用する建築設備のうちアからエまでに掲げる建築物に設けるもの	当該建築設備を設ける建築物について該当する(イ)欄の種別に応じ、(ウ)欄当該各項に定める区分
	カ 法第 87 条の 4 において準用する建築設備のうちオ以外のもの	本庁
	キ 法第 88 条において準用する工作物でア又はウに掲げる建築物に附属するもの	本庁
	ク 法第 88 条において準用する工作物でキ以外のもの	当該確認申請、計画変更又は計画通知に係る工作物の敷地の区域を所管する出先機関 ただし、当該敷地の区域の所管が高松土木事務所の場合にあっては、本庁とする。

2 法第7条第1項に規定する完了検査の申請又は法第18条第20項に規定する完了の通知（法第87条第1項において読み替えて準用する工事完了届出を含む。）	ケ 1の項の区分に準ずる	1の項の区分に準ずる
3 法第7条の3第1項に規定する中間検査の申請又は法第18条第28項に規定する特定工事終了の通知	コ 1の項の区分に準ずる	1の項の区分に準ずる
4 法第15条第1項に規定する建築工事届又は建築物除却届	サ 1の項の区分に準ずる	1の項の区分に準ずる
5 法第90条の3に規定する安全上の措置等に関する計画の届出（法第87条の4において準用する場合を含む。）	シ 1の項の区分に準ずる	1の項の区分に準ずる
6 法第12条第1項に規定する定期調査の報告又は同条第3項に規定する定期検査の報告	ス 全て	本庁

2 前項の規定によるほか、同項の表の(あ)欄に掲げる申請等に関して行う届出又は報告等の審査又は事務処理の区分は、当該申請等の種類に応じ、それぞれ同表の(う)欄に定める区分に準ずる。

(台帳)

第4条 次の表の左欄に掲げる申請等の受付事務は、それぞれ同表の右欄に定める台帳を用いて行うものとする。

1 第3条第1項の表(あ)欄1の項に掲げる申請等のうち確認申請及び計画通知（法第87条第1項において準用する場合を含む。）	確認等受付台帳（第1号様式）
2 第3条第1項の表(あ)欄1の項に掲げる申請等のうち確認申請及び計画通知の計画変更（法第87条第1項において準用する場合を含む。）	計画変更受付台帳（第2号様式）
3 第3条第1項の表(あ)欄2の項に掲げる申請等のうち完了検査の申請及び完了の通知	完了検査受付台帳（第3号様式）
4 第3条第1項の表(あ)欄2の項に掲げる申請等のうち、法第87条第1項において法第7条第1項の規定を読み替えて準用する工事完了届出	工事完了届受付台帳（第4号様式）

5 第3条第1項の表(あ)欄3の項に掲げる中間検査の申請及び通知	中間検査受付台帳(第5号様式)
6 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定、指定の変更及び指定の廃止の申請	道路位置指定受付台帳(第6号様式)
7 法第7条の6及び第18条第38項に規定する仮使用の認定の申請(法第87条の4及び法第88条第2項において準用する場合を含む。)	仮使用認定申請受付台帳(第7号様式)
8 細則第7条第1項第2号に掲げる許可に係る申請	許可申請受付台帳(第8号様式)
9 法第86条第1項、第2項及び第86条の2第1項の認定の申請並びに第86条の5第1項に規定する認定の取消しに係る申請	一団地認定申請受付台帳(第9号様式)
10 細則第7条第1項第2号に掲げる認定に係る申請(前項に掲げる申請を除く。)	認定申請受付台帳(第10号様式)
11 法第57条の2第1項に規定する指定及び第57条の3第1項に規定する指定の取消しに係る申請	指定申請受付台帳(第11号様式)
12 第3条第1項の表(あ)欄5の項に掲げる届出	安全上の措置等に関する計画届受付台帳(第12号様式)
13 法第12条第5項に規定する報告	法第12条第5項報告受付台帳(第13号様式)

2 知事又は建築主事は、次の各号に掲げる申請等の処分を行い当該処分に関する通知書を交付する場合にあっては、当該各号に定める台帳を作成して当該通知書の交付番号を付すものとする。

- (1) 前項の表の7の項に掲げる認定の通知書 仮使用認定台帳(第14号様式)
- (2) 前項の表の8の項に掲げる許可及び許可の取消の通知書 許可処分台帳(第15号様式)
- (3) 前項の表の10の項に掲げる認定及び認定の取消しの通知書 認定処分台帳(第16号様式)

(市町の受付事務)

第5条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成12年香川県規則第117号。以下「特例規則」という。)第3条別表第2 36の項に規定する書類の提出を受けた場合にあっては、市町の長は、次の表の左欄に掲げる申請等の種類に応じ、同表の右欄に定める書類をそれぞれ作成し、申請等に添付しなければならない。

1 特例規則第3条別表第2 36の項第2号又は第3号に掲げる許可の申請に係る書類	現地調査票(第17号様式)及び許可申請に関する意見書(第18号様式)
2 特例規則第3条別表第2 36の項第4号に掲げる法第43条第2項第1号に規定する認定の申請に係る書類	現地調査票(第17号様式)及び認定申請に関する意見書(第18号様式の2)
3 特例規則第3条別表第2 36の項第1号に掲げる法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定、指定の変更又は指定の廃止の申	道路の位置の指定(変更・廃止)に関する意見書(第19号様式)

請に係る書類	
4 特例規則第3条別表第2 36の項に掲げる書類のうち前3号以外のもの	現地調査票（第17号様式）

2 前項の添付書類は、次に掲げる事項を調査し、当該調査結果に基づいて作成しなければならない。

- (1) 申請等に係る敷地に接する道路又は申請に係る道路の取付道路並びに周辺の道及び水路等に関する事項
- (2) 都市計画区域、地域及び地区に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 第1項に掲げる申請等に係る書類の提出を受け、同項の添付書類の作成及び特例規則に基づく事務を行った場合は、市町の長は、次の表の左欄に掲げる書類の種類に応じ、同表の右欄に定める当該申請等又はその書類に関する受付、調査、送付、その他必要な事項を記載した処理簿をそれぞれ作成し、保管しなければならない。

特例規則第3条別表第2 36の項に掲げる許可若しくは許可の取消、認定若しくは認定の取消又は指定若しくは指定の取消しの申請に係る書類	建築基準法関係事務処理簿（第20号様式）
法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定、指定の変更又は指定の廃止の申請に係る書類	道路位置指定処理簿（第21号様式）

4 第1項の申請等に係る建築物若しくは工作物の敷地、建築設備の所在地又は道路の所在地となる土地が市町の所管する区域の2以上にわたる場合においては、第1項及び前項中「市町の長」の部分「当該申請等に係る建築物若しくは工作物の敷地、建築設備の所在地又は道路の所在地となる土地を所管する全ての市町の長」と読み替える。

第6条 市町の長は、前条第1項の書類の送付は、第3条に規定する当該申請等の審査又は事務処理の区分に応じ、当該申請等に係る建築物若しくは工作物の敷地、建築設備の所在地又は道路の所在地となる土地を所管する出先機関又は本庁に対して行わなければならない。

2 前項の書類のうち、当該申請等の審査又は事務処理の区分が本庁であるものについては、当該申請等に係る建築物若しくは工作物の敷地、建築設備の所在地又は道路の所在地となる土地を所管する出先機関を経由して本庁に送付しなければならない。ただし、経由する出先機関が高松土木事務所となる場合にあっては、直接、本庁に送付することとする。

（関係機関の合議）

第7条 知事又は建築主事は、申請等で市町を経由しないもの又は法第93条第1項の規定による消防長（消防本部を置かない市町にあっては、市町の長。以下同じ。）若しくは消防署長（以下「消防長等」という。）の同意を要しないものにあっては、必要に応じて市町の長又は消防長等へ合議を行うものとする。

2 知事又は建築主事は、申請等の審査にあたって、法第6条第1項の規定によるほか建築基準関係規定以外の規定に基づく審査を要する場合は、必要に応じて関係機関と調整又は合議をするものとする。

3 前2項の場合にあっては、合議簿（第22号様式）にその旨を記録し、当該申請等に関する書類の管理を適正に行わなければならない。

第2章 建築確認申請等

（確認申請書等の受付）

第8条 確認申請及び計画通知（法第87条第1項、第87条の4及び法第88条において準用する場合を含む。以下「確認申請等」という。）の提出を受けた場合にあっては、当該確認申

請等に係る建築物若しくは工作物の敷地、建築設備の所在地又は道路の所在地となる土地を所管する出先機関の長（当該土地の区域の所管が高松土木事務所である場合は、本庁の長。この条において同じ。）がその受付事務を行い、当該出先機関に所属する建築主事において確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）第 1 第 2 項に規定する審査（以下「受理時審査」という。）を行う。

- 2 前項の確認申請等に関する書類のうち、第 3 条に掲げる審査又は事務処理の区分が本庁であるものにあつては、前項の受付及び受理時審査を終えた後、遅滞なく本庁に送付しなければならない。
- 3 確認申請等に係る建築物若しくは工作物の敷地、建築設備の所在地又は道路の所在地となる土地が出先機関の所管する区域の 2 以上にわたる場合においては、第 1 項中「土地を所管する出先機関の長が受付事務を行い」の部分を「土地を所管する出先機関のうち当該土地の過半を所管する出先機関の長が受付事務を行い、その他の土地を所管する全ての出先機関の長の合議又は経由を要するものとし」と、「当該出先機関に所属する建築主事において確認審査等に関する指針第 1 第 2 項に規定する審査を行う」の部分を「当該出先機関に所属する建築主事において確認審査等に関する指針第 1 第 2 項に規定する審査を行い、その他の土地を所管する全ての出先機関に所属する建築主事の合議を要する」と読み替える。

（確認申請等に関する消防同意）

第 9 条 確認申請等のうち法第 93 条第 1 項に規定する消防長等の同意を要するものは、第 3 条又は前条の規定により当該確認申請等の審査及び処理を行う建築主事又は受理時審査を行う建築主事から、消防長等に対して同意の依頼を行う。

- 2 前項の依頼は、消防同意依頼書（第 23 号様式）により行うものとする。
- 3 消防長等は、消防同意書（第 24 号様式）を交付し同意を行うものとする。
- 4 消防長等は、前項の消防同意書の交付について必要な事項を記載した消防同意書交付簿（第 25 号様式）を作成して保管するものとする。
- 5 第 2 項から第 4 項までの規定は、当該確認申請等の受付の後に消防長等を経由する場合その他の事由によりこれによる必要のない場合においては、適用しない。

（確認申請等に関する市町の事務）

第 10 条 細則第 9 条第 1 項に規定する確認申請に関する意見書の交付の求めがあつた場合は、市町の長は、第 5 条第 2 項各号に掲げる事項を調査し、調査結果等に基づき当該意見書を作成し、申請者に対して交付しなければならない。

- 2 前項の意見書の交付を行った市町の長は、必要な事項を記載した確認申請に関する意見書の交付簿（第 26 号様式）を作成して保管するものとする。

（開発区域内の予定建築物に関する証明書等の交付）

第 11 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項に規定する開発許可を受けようとする者は、その開発区域内の予定建築物が法第 48 条の規定に適合していることについて知事の証明を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 予定建築物が住宅であるとき。
- (2) 予定建築物の延べ床面積の合計が 1 万平方メートル未満であるとき。
- (3) 開発許可の権限を有するものが必要ないと認めたとき。

- 2 前項の証明を受けようとする者は、開発区域内の予定建築物に関する証明書（第 27 号様式）に次の表に掲げる図書を添付して正本 1 通及びその写し 1 通を知事に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
(1) 開発区域の土地及び	開発行為許可申請書に添付するものと同じもの

建物の登記事項証明書	
(2) 開発区域の土地の不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項の地図又は同条第 4 項の地図に準ずる図面	開発行為許可申請書に添付するものと同じもの
(3) 設計説明書	開発行為許可申請書に添付するものと同じもの
(4) 現況図	開発行為許可申請書に添付するものと同じもの
(5) 土地利用計画図	開発行為許可申請書に添付するものと同じもの
(6) 開発区域の求積図	開発行為許可申請書に添付するものと同じもの
(7) 事業計画書	開発行為許可申請書に添付するものと同じもの
(8) 付近見取図	建築物の敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
(9) 建築物の配置図	用途地域の区域の境界線
	敷地内の建築物の位置、主要用途
	既存建築物の増築、改築及び用途変更にあつては、既存部分・増築等の部分の別及びその範囲
	共用施設（複合用途建築物又は建築物群にあつて、2 以上の用途に供する部分が重複して使用する建築物の部分又は敷地内の施設をいう。）の位置及び構造
	敷地に接する道路の位置、幅員及び種類
	敷地の道路に接する部分及びその長さ
	敷地内における工作物の位置及び種類、必要に応じ通行に関する支障の程度
	既存不適格建築物にあつては、基準時における敷地及び建築物の範囲
(10) 建築物の各階平面図	各室の間取、用途及び床面積
	各室の特定大規模建築物に該当する用途の有無
	既存建築物の増築、改築及び用途変更にあつては、既存部分・増築等の部分の別及びその範囲
(11) 既存不適格建築物の増築、改築及び用途変更にあつては、既存不適格調書	基準時の敷地面積及び当該敷地の用途に関する制限
	基準時及び計画時における建築物の床面積の合計及び特定大規模建築物に該当する用途の床面積の合計
(12) 建築物の敷地面積求積図	建築物の敷地の面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	既存不適格建築物にあつては、基準時及び計画時の敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
(13) 建築物の建築面積求積図	建築物の建築面積の求積に必要な建築物の寸法及び算式
(14) 建築物の床面積求積	建築物の床面積の求積に必要な建築物の寸法及び算式

図	既存建築物の増築、改築及び用途変更にあつては、既存部分・増築等の部分の種別ごとの建築物の部分の床面積並びに当該床面積の求積に必要な建築物の寸法及び算式
	特定大規模建築物に該当する用途に供する部分の床面積及び当該床面積の求積に必要な建築物の寸法及び算式
	既存不適格建築物にあつては、計画時の特定大規模建築物に該当する用途に供する部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないことの確認に必要な建築物の寸法及び算式
(15) その他知事が必要と認める図書又は書面	

3 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を当該表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を同項の申請書に添える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を申請書に添えることを要しない。

4 知事は、第 2 項の書面の交付の申請があつた場合は、法第 48 条証明受付台帳（第 28 号様式）により受付処理を行い、速やかにその旨を関係部局に周知するものとし、必要に応じて調整を行う。

5 前項の関係部局は、次の各号に掲げる部局を標準とする。

- (1) 農政課
- (2) 都市計画課
- (3) 経営支援課

第 3 章 定期報告等

第 12 条 施行規則第 6 条の 3 第 5 項第 2 号の規定により、法第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき知事に提出される書類の保存期間は、次の表の左欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。ただし、当該書類に係る建築物又は建築設備が滅失し、又は除却された場合はこの限りでない。

1 施行規則第 5 条第 3 項に規定する定期調査報告書及び調査結果表（定期調査報告概要書を除く。）並びに施行規則第 5 条第 4 項の規定に基づき細則第 16 条第 5 項に規定する書類	直近に提出された書類、当該直近に提出された書類の直前及びその前に提出された書類を保存する。
2 施行規則第 6 条第 3 項に規定する定期検査報告書及び検査結果表（定期検査報告概要書を除く。）並びに施行規則第 6 条第 4 項の規定に基づき細則第 17 条第 4 項に規定する書類	直近に提出された書類、当該直近に提出された書類の直前及びその前に提出された書類を保存する。
3 施行規則第 5 条第 3 項に規定する定期調査報告概要書	直近に提出された定期調査報告書に添付された書類を保存する。

4 施行規則第6条第3項に規定する定期検査報告概要書	直近に提出された定期検査報告書に添付された書類を保存する。
----------------------------	-------------------------------

第4章 指定道路等

(道路の位置の指定申請書の審査に関する通知)

第13条 細則第19条第1項に規定する道路の位置の指定の申請書を受理した場合において、第3条に規定する当該申請の審査及び処理を行う出先機関の長又は本庁の長は、申請道路の計画が令第144条の4第1項及び第2項の基準に、造成敷地の計画が建築基準関係規定にそれぞれ適合すると認めたときは、当該申請者に対して道路の位置の指定申請書の審査に関する通知書（第29号様式）を交付するものとする。

第5章 許可・認定申請等

(許可の変更)

第14条 法に規定する知事の許可を受けた建築物について、当該許可の内容に計画の変更が生じた場合は、変更後の建築物の計画について再度知事の許可を受けなければならない。

2 法第43条第2項第2号に規定する許可を受けた建築物のうち、当該許可の内容に次の表の（あ）欄に掲げる計画の変更が生じた場合で、当該許可の要件として同表の（い）欄に掲げる建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可運用指針（以下「許可運用指針」という。）に規定する許可指針の各号の区分（以下「許可指針の区分」という。）を適用した場合においては、当該計画の変更（変更事項が2以上ある場合は、当該変更事項のうち全ての事項）が同表の（う）欄に定める軽微な変更該当する場合に限り、前項の規定は適用しない。

（あ）変更事項	（い）許可指針の区分	（う）軽微な変更
1 敷地と空地、道及び通路（以下「通路等」という。）に接する長さ	全て	ア 建築物の敷地と通路等との接する長さの変更（変更後の当該部分の長さが2メートル以上確保される場合に限る。）
2 敷地に至る通路等	第1号から第4号まで又はその他	次のいずれかに掲げる建築物の敷地に至る通路等の変更 イ 通路等の形状の変更（変更後における当該通路等の状況が法第42条に規定する道路と同等の機能を有し、安定的かつ日常的に使用可能である場合で、かつ、建築物の敷地から当該通路等の反対側の境界線を法第56条第1項第1号に規定する前面道路の反対側の境界線と読み替えて適用する高さに関する制限（以下「みなし道路斜線制限」という。）に対して、建築物の各部分の高さが低い場合に限る。） ウ 通路等の幅員の変更（当該通路等のみなし道路斜線制限に対して、建築物の各部分の高さが低い場合に限る。）

	第5号、第6－1号又は第6－2号	次のいずれかに掲げる建築物の敷地に至る通路等の変更 エ 通路等の部分のうち幅員が最小となる部分の幅員の変更（法第52条各項の規定により適用される容積率の制限及び許可運用指針の規定により当該通路等における最小部分の幅員を同条第2項に規定する前面道路の幅員と読み替えて適用する容積率（以下「通路等に関する許容容積率」という。）の制限に対して、変更後の建築物の容積率が小さい場合に限る。） オ （う）欄イ又はウに掲げる変更（当該通路の中心線から建築物の敷地側への水平距離が2メートルとなる当該中心線の平行線（以下「みなし道路後退線」という。）と建築物又は敷地を造成するための擁壁との距離が大きい場合に限る。）
3 建築物の敷地	全て	次のいずれかに該当しない敷地面積及び敷地境界線の変更 カ 建築物の敷地と隣接する敷地との関係について、用途上可分であったものが用途上不可分となる場合又はその逆となる場合の敷地面積及び敷地境界線の変更 キ その他当該許可の要件に支障を及ぼす敷地面積及び敷地境界線の変更
	第1号から第4号又はその他	次のいずれかに掲げる敷地面積及び敷地境界線の変更 ク 当初許可時の敷地境界線の変更等により、変更前の敷地の一部が減少しない変更 ケ 当初許可時の敷地境界線の変更等により、変更前の敷地の一部が減少する変更で次のa及びbに掲げるもの a 法及び許可運用指針の規定により適用される建蔽率、容積率及び通路等に関する許容容積率の制限に対して、変更後の建築物の建蔽率及び容積率がそれぞれ小さい場合 b 建築物の敷地に至る通路等のみなし道路斜線制限に対して、建築物の各部分の高さが低い場合
	第5号、第6－1号又は第6－2号	コ （う）欄ク又はケに掲げる変更（建築物の敷地に至る通路等のみなし道路後退線と建築物又は敷地を造成するための擁壁との距離が大きい場合に限る。）

4 建築物等の配置	第1号から第4号又はその他	次のいずれかに掲げる建築物等の配置の変更 サ 建築物の配置の変更に伴う建築物の敷地に至る通路等の境界線と建築物との距離の変更（当該通路等のみなし道路斜線制限に対して、建築物の各部分の高さが低い場合に限る。） シ 建築物又は敷地を造成するために築造する擁壁の位置、高さ又は構造に変更がある場合 ス 当該許可において除却予定の既存建築物の除却する部分の範囲に変更がある場合
	第5号、第6－1号又は第6－2号	次のいずれかに掲げる建築物等の配置の変更 セ （う）欄サ又はシに掲げる変更（当該通路等のみなし道路後退線と建築物又は敷地を造成するための擁壁との距離が大きい場合に限る。） ソ （う）欄スに掲げる変更（当該通路等のみなし道路後退線と既存建築物との距離が大きい場合に限る。）
5 建築物の建築面積	全て	タ 建築物の建築面積が増加する変更（建築面積の増加が軽微である場合で、かつ、法及び許可運用指針の規定により適用される建蔽率の制限に対して、変更後の建築物の建蔽率が小さい場合に限る。）
6 建築物の延べ面積	全て	次のいずれかに掲げる建築物の延べ面積の変更 チ 延べ面積が増加する変更（延べ面積の増加が軽微である場合で、かつ、法及び許可運用指針の規定により適用される容積率の制限に対して、変更後の建築物の容積率が小さい場合に限る。） ツ 小屋裏や床下等に設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）を新設若しくは増設（当該小屋裏物置等の部分が階数及び床面積に算入されない場合に限る。）又は設置の取止めをする場合
7 建築物の高さ	全て	次のいずれかに掲げる建築物の高さの変更 ト 建築物の高さが増加する変更（建築物の敷地に至る通路等のみなし道路斜線制限に対して、建築物の各部分の高さが低い場合に限る。） ナ 敷地と当該敷地に至る通路等の高低差の変更（当該通路等のみなし道路斜線制限に対して、建築物の各部分の高さが低い場合に限る。） ニ 屋根形状の変更（建築物の敷地に至る通路等のみなし道路斜線制限に対して、建築物の各部分の高さが低い場合に限る。）
8 建築物の用途	全て	ヌ 一戸建ての住宅にあたっては、専用住宅が農林水産用併用住宅等となる場合又はその逆の場合の建築物の用途の変更
9 建築物の構	全て	ネ 建築物又は建築物の部分の構造の変更（法第6条第

造		1 項各号に規定する区分が変更後も変わらない場合の変更に限る。)
	第 5 号、第 6－1 号又は第 6－2 号	次のいずれかに掲げる建築物の構造の変更 ノ 建築物の配置変更等により、当該建築物又はその部分について、当該許可運用指針の要件に基づき、準耐火建築物以上の防火性能を要求される部分が生じない場合の構造の変更 ハ 許可運用指針の規定により準耐火建築物以上の防火性能を要求される場合で、かつ、変更後においても当該防火性能を保持する場合の建築物の主要構造部の仕様の変更
10 専用進入路	その他	ヒ 当該許可に係る建築物の敷地が、農道又は里道（以下「里道等」という。）により道路と里道等との間の土地（以下「専用進入路」という。）と建築物を建築する敷地とに分断されている場合において、専用進入路の位置又は形状が変わることにより専用進入路の面積が増加しない変更（当該専用進入路の有効幅員が 2 m 以上確保されているものに限る。）
11 排水処理設備	全て	フ 雨水又は汚水の排水処理設備の経路等が変更になる場合で、かつ、変更後においても排水処理設備の経路等を有効に確保できる場合
12 確認申請等時における変更	全て	ヘ 当該許可に係る建築物等又はその敷地について、確認申請等を提出する際に当初の許可の要件に影響する計画の変更が生じた場合で、当該変更の内容に関して行う確認申請等についての建築主事等の審査事項が、当該変更の内容に関して行う許可の要件についての知事の審査事項と同一とみなして支障がないと知事が認める場合
13 計画変更確認申請等の提出を要する場合	全て	ホ 当該許可に係る建築物等又はその敷地について生じた計画の変更事項が、確認申請等の計画変更の提出を要する変更該当する場合で、当該変更の内容に関して行う確認申請等の計画変更についての建築主事等の審査事項が、当該変更の内容に関して行う許可の要件についての知事の審査事項と同一とみなして支障がないと知事が認める場合
14 その他	全て	次に掲げる変更 マ 許可運用指針等の規定により適用する当該許可の要件を満たすことが明らかな変更で、かつ、施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更 ミ その他、知事が軽微な変更内容とみなして支障がないと認める場合

3 前項の規定は、当該許可の要件として適用される許可運用指針の各号の区分が計画の変

更後も変わらない場合（計画の変更後、当初の許可の要件として適用された当該各号に加えて別の各号の適用が追加される場合を除く。）で、かつ、当該許可に係る通路等及び敷地内の避難経路についての著しい変更を伴わない場合に限り、適用する。

- 4 法第 43 条第 2 項第 2 号の許可を受けた申請者が、当該許可に関して生じた変更内容について第 2 項の規定による軽微な変更内容に該当するかどうかを知事に照会するときは、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に基づく許可の変更に関する報告書（第 30 号様式）による正本一通及び副本一通に、それぞれ、必要な図書を添えたものを提出するものとする。
- 5 知事は、前項の報告書の提出を受けた場合は、法第 43 条第 2 項第 2 号に基づく許可の軽微な変更に関する報告受付台帳（第 31 号様式）により受付、第 2 項に規定する軽微な変更に関するかどうかを審査及び報告書の副本にその結果を記載したものを報告者に交付する。

（認定の変更）

第 14 条の 2 法に規定する知事の認定を受けた建築物について、当該認定の内容に計画の変更が生じた場合は、変更後の建築物の計画について再度知事の認定を受けなければならない。

- 2 法第 43 条第 2 項第 1 号に規定する認定を受けた建築物のうち、当該認定の内容に次の表の（あ）欄に掲げる計画の変更が生じた場合で、当該計画の変更（変更事項が 2 以上ある場合は、当該変更事項のうち全ての事項）が同表の（い）欄に定める軽微な変更に関する場合に限り、前項の規定は適用しない。

（あ）変更事項	（い）軽微な変更
1 敷地が農道 その他これに 類する公共の 用に供する道 （以下「農道 等」とい う。）に接す る長さ	建築物の敷地と農道等との接する長さの変更（変更後の当該部分の長さが 2 メートル以上確保される場合に限る。）
2 敷地に至る 農道等	次のいずれかに掲げる建築物の敷地に至る農道等の変更 （1） 農道等の形状の変更（変更後における当該農道等の状況が法第 42 条に規定する道路と同等の機能を有し、安定的かつ日常的に使用可能である場合で、かつ、建築物の敷地から当該農道等の反対側の境界線を法第 56 条第 1 項第 1 号に規定する前面道路の反対側の境界線と読み替えて適用する高さに関する制限（以下「みなし道路斜線制限」という。）に対して、建築物の各部分の高さが低い場合に限る。） （2） 農道等の幅員の変更（当該農道等のみなし道路斜線制限に対して、建築物の各部分の高さが低い場合に限る。）
3 建築物の敷 地	次のいずれかに該当しない敷地面積及び敷地境界線の変更 （1） 建築物の敷地と隣接する敷地との関係について、用途上可分であったものが用途上不可分となる場合又はその逆となる場合の敷地面積及び敷地境界線の変更 （2） その他当該認定の要件に支障を及ぼす敷地面積及び敷地境界線の変更

	次のいずれかに掲げる敷地面積及び敷地境界線の変更 (1) 当初認定時の敷地境界線の変更等により、変更前の敷地の一部が減少しない変更 (2) 当初認定時の敷地境界線の変更等により、変更前の敷地の一部が減少する変更で次の a 及び b に掲げるもの a 法及び建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく認定に係る運用指針（以下「認定運用指針」という。）の規定により適用される建蔽率、容積率及び農道等に関する許容容積率の制限に対して、変更後の建築物の建蔽率及び容積率がそれぞれ小さい場合 b 建築物の敷地に至る農道等のみなし道路斜線制限に対して、建築物の各部分の高さが低い場合
4 建築物等の配置	次のいずれかに掲げる建築物等の配置の変更 (1) 建築物の配置の変更に伴う建築物の敷地に至る農道等の境界線と建築物との距離の変更（当該農道等のみなし道路斜線制限に対して、建築物の各部分の高さが低い場合に限る。） (2) 建築物又は敷地を造成するために築造する擁壁の位置、高さ又は構造に変更がある場合 (3) 当該認定において除却予定の既存建築物の除却する部分の範囲に変更がある場合
5 建築物の建築面積	建築物の建築面積が増加する変更（建築面積の増加が軽微である場合で、かつ、法及び認定運用指針の規定により適用される建蔽率の制限に対して、変更後の建築物の建蔽率が小さい場合に限る。）
6 建築物の延べ面積	次のいずれかに掲げる建築物の延べ面積の変更 (1) 延べ面積が増加する変更（延べ面積の増加が軽微である場合で、かつ、法及び認定運用指針の規定により適用される容積率の制限に対して、変更後の建築物の容積率が小さい場合に限る。） (2) 小屋裏や床下等に設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）を新設若しくは増設（当該小屋裏物置等の部分が階数及び床面積に算入されない場合に限る。）又は設置の取止めをする場合
7 建築物の高さ	次のいずれかに掲げる建築物の高さの変更 (1) 建築物の高さが増加する変更（建築物の敷地に至る農道等のみなし道路斜線制限に対して、建築物の各部分の高さが低い場合に限る。） (2) 敷地と当該敷地に至る農道等の高低差の変更（当該農道等のみなし道路斜線制限に対して、建築物の各部分の高さが低い場合に限る。） (3) 屋根形状の変更（建築物の敷地に至る農道等のみなし道路斜線制限に対して、建築物の各部分の高さが低い場合に限る。）
8 建築物の用途	一戸建ての住宅にあたっては、専用住宅が農林水産用併用住宅等となる場合又はその逆の場合の建築物の用途の変更
9 建築物の構造	建築物又は建築物の部分の構造の変更（法第 6 条第 1 項各号に規定する

造	区分が変更後も変わらない場合の変更に限る。)
10 排水処理設備	雨水又は汚水の排水処理設備の経路等が変更になる場合で、かつ、変更後においても排水処理設備の経路等を有効に確保できる場合
11 確認申請等時における変更	当該認定に係る建築物等又はその敷地について、確認申請等を提出する際に当初の認定の要件に影響する計画の変更が生じた場合で、当該変更の内容に関して行う確認申請等についての建築主事等の審査事項が、当該変更の内容に関して行う認定の要件についての知事の審査事項と同一とみなして支障がないと知事が認める場合
12 計画変更確認申請等の提出を要する場合	当該認定に係る建築物等又はその敷地について生じた計画の変更事項が、確認申請等の計画変更の提出を要する変更に該当する場合で、当該変更の内容に関して行う確認申請等の計画変更についての建築主事等の審査事項が、当該変更の内容に関して行う認定の要件についての知事の審査事項と同一とみなして支障がないと知事が認める場合
13 その他	次に掲げる変更 (1) 認定運用指針等の規定により適用する当該認定の要件に支障がない変更で、かつ、施行規則第3条の2に規定する軽微な変更 (2) その他、知事が軽微な変更内容とみなして支障がないと認める場合

- 3 前項の規定は、当該認定に係る農道等の著しい変更を伴わない場合に限り、適用する。
- 4 法第43条第2項第1号の認定を受けた申請者が、当該認定に関して生じた変更内容について第2項の規定による軽微な変更内容に該当するかどうかを知事に照会するときは、建築基準法第43条第2項第1号に基づく認定の変更に関する報告書（第32号様式）による正本一通及び副本一通に、それぞれ、必要な図書を添えたものを提出するものとする。
- 5 知事は、前項の報告書の提出を受けた場合は、法第43条第2項第1号に基づく認定の軽微な変更に関する報告受付台帳（第33号様式）により受付、第2項に規定する軽微な変更に関するかどうかを審査及び報告書の副本にその結果を記載したものを報告者に交付する。

第6章 指定確認検査機関

（確認審査報告書等の受付）

第15条 法6条の2第5項、第7条の2第6項及び第7条の4第6項に規定する確認審査報告書、完了検査報告書及び中間検査報告書の提出があった場合は、知事は、指定確認検査機関処分台帳（第34号様式）により受付処理を行うものとする。

（工事監理者等の選定等の報告）

第16条 細則第5条の規定により、建築主等から指定確認検査機関に対し工事監理者又は工事施工者を選定又は変更した旨の報告があった場合は、指定確認検査機関は、当該報告書の写しを知事に提出するものとする。

（既存不適格調書の報告）

第17条 法第6条の2第5項に規定する確認審査報告書を知事に提出する指定確認検査機関は、当該報告に係る確認申請書に添えて施行規則第1条の3第1項の表2の(61)項の(ろ)欄に掲げる既存不適格調書（法第87条第1項、第88条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の提出があった場合は、同項に基づき細則第10条第1項に規定する不

適格建築物調書又は同条第2項若しくは第3項に規定する不適格工作物調書の写しを確認審査報告書に添えて、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の報告書の写しの提出を受けた場合は、既存不適格調書保管台帳（第35号様式）にその旨を記録し、管理を行うものとする。

（取下げ・取止め届の報告）

第18条 法第6条の2第5項に規定する確認審査報告書、法第7条の2第6項に規定する完了検査報告書及び法第7条の4第6項に規定する中間検査報告書を知事に提出する指定確認検査機関は、当該報告を要する申請等に関して、細則第6条に規定する取り下げの届出があった場合は、当該取下げに関する届出書の写しを知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 香川県建築確認等取扱要綱、建築基準法施行事務市町処理要領及び道路の位置の指定申請書の取扱要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。